

広報 あんなか

10/1
vol.187
2021(令和3年)

暮らし続ける

あんなか住まいりー奨励金



移住定住

すでに

60件

を超える申請があります

暮らし続ける

あんなか住まいりー奨励金

市

内への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、市内に住宅を初めて取得して定住する人へ『あんなか住まいりー奨励金』の交付をはじめました。交付額は基本額(住宅の新築または購入に要する費用の3%、上限5万円)と各種加算額の合計で、最大25万円です。

交付を受けるためには、申請が必要です。取得した住宅に住所を定めた日から1年以内に^①地域創造課まで申請してください。

市内に初めて家を建てるよう考えている人は、対象になるかもしれないので、ぜひ知ってほしいです。

家を建てるまで知らなかったですが、この制度を使って安中市に定住する人が増えてくれれば嬉しいです。



利用しました あんなか 住まいりー奨励金

あんなか住まいりー奨励金制度を利用した富田さんご家族に話を聞きました。

各種加算も
受けられます

あんなか **住** まいりー奨励金

問合せ▼

☎ 地域創造課移住定住係
(☎内線1025)

あんなか住まいりー奨励金交付額(例)

基本額(住宅取得費用500万円の場合)

500万円の3% = 15万円

上限5万円のため、**基本額は5万円**

新幹線通勤加算 100,000円

申請者(またはその配偶者)が、県外に通勤するために安中榛名駅から定期券により新幹線を利用している場合。

転入加算 50,000円

さらに詳しく➡

転入加算 50,000円

申請者(またはその配偶者)が、下記の要件をいずれも満たす場合

■住所要件

取得した住宅に住所を定めるにあたって、市外から本市へ転入していること

※転入した日までの3年間に本市の備える住民基本台帳に記録されていないこと

■年齢要件

申請時に45歳以下であること

子ども加算 20,000円

申請者(またはその配偶者)に、小学生以下の子どもがいる場合。人数による増額はありませぬ。

空き家バンク加算 30,000円

取得した住宅が、安中市空き家バンク登録物件である場合。

基本額 50,000円

住宅取得費用(税込)の3%相当額、上限50,000円

さらに各要件を満たした場合、左記の加算が受けられます

転入加算 + 子ども加算 + 空き家バンク加算 + 新幹線通勤加算
(50,000円) (20,000円) (30,000円) (100,000円)

最大で **合計25万円**

パターン1

ずっと市外に住んでおり、住宅の新築・購入を機に市内へ転入

市外

↓ 転入

市内定住

転入加算 該当

パターン2

一旦市外へ転出した後、住宅の新築・購入を機に市内へ転入

※市内定住の前3年間に安中市に住民登録なし

市内

↓ 転出

市外

↓ 転入

市内定住

転入加算 該当

確認して
みよう!

『あんなか住まいりー奨励金』チェックリスト

すべての要件に該当すれば、対象となります

START



NO → 交付対象外

令和2年12月31日以前に市内に所在する「住宅」※1を取得(相続、贈与および交換によるものを除く)したことがない

YES



YES →



YES →



令和3年1月1日以降に、市内に所在する「住宅」を取得している(新築・中古問わず)

NO

交付対象外

交付申請日までに、取得した「住宅」に住所を定めている

NO

交付対象外

申請後も定住※2を継続する意思がある

NO

交付対象外

YES

交付対象外 ← NO



奨励金交付対象

YES

下記3項目
すべてに☑がつく

- 市税の滞納がない(住宅を共有で取得した場合は、他の共有者も同様)
- 過去に「あんなか住まいりー奨励金」または「安中市勤労者住宅建設利子補給」の交付を受けたことがない
- 世帯員全員が暴力団員等でない

住みやすいことが定住の決め手に!

令和3年1月からスタートし、約60件の申請を受け付けています。(令和2年度9件、令和3年度53件(令和3年8月31日時点))定住する場所を決める際には、親族が近くに住んでいることや職場や学校が近くにあることを重視する人が多いようです。

あんなか住まいりー奨励金に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。か、☎地域創造課(☎内線1025)までお問い合わせください。



※1…台所、便所、浴室および居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物

※2…市内に住宅を所有し、生活の本拠として当該住宅に居住し、かつ当該住宅の所在地が住所地として本市が備える住民基本台帳に記録されていること

提出書類

あんなか住まいりー奨励金の交付を受けるには、次の手続をお願いします。

1 次の書類を〔本〕地域創造課まで提出してください。

□ 安中市住まいりー奨励金交付申請書・誓約書及び同意書(様式第1号)

□ 工事請負契約書や売買契約書など、住宅取得費用が分かるものの写し

□ 住宅の不動産登記事項証明書の写し

※各種加算を受ける場合には、ほかに書類の提出が必要になる場合がありますので、〔本〕地域創造課までお問い合わせください

2 書類を確認し、審査のうえ、交付・不交付の決定を行います。

3 交付決定後、次の書類を〔本〕地域創造課まで提出してください。

□ 安中市住まいりー奨励金交付請求書(様式第4号)

□ 通帳などの振込先口座名義人、口座番号を確認できるものの写し

※請求書などを提出後、約1か月程度で交付(振込)となります

住宅取得の補助金が受けられるかも!?

令和2年中に新築住宅を取得した人はあんなか住まいりー奨励金の対象外ですが、従来の『安中市勤労者住宅建設利子補給制度』の対象となる可能性があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。か、〔松〕観光経済課(☎内線2627)までお問い合わせください。



「空き家バンク」に登録しませんか?

農地もセットで登録できます!



市では、空き家の解消と移住・定住促進を目的に、空き家の情報を提供する「空き家バンク」制度を創設し、売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい希望者のマッチングを図っています。市内の空き家を「売りたい・貸したい」と思っている方は、ぜひ空き家バンクにご登録ください。

詳細は市ホームページをご覧ください。か、〔本〕建築住宅課(☎内線1259)までお問い合わせください。

聞きたい! あんなか住まいりー奨励金

Q 住宅の取得日はどの日付を見ればよいですか?

A 当該住宅の所有権保存登記または所有権移転登記の受付年月日を基準とします。

Q 市内のアパートに住んでいましたが、対象になりますか?

A 賃貸物件は、住宅の取得にカウントしませんので、これまで自分名義で市内に住宅を所有したことがなく、アパートからの転居先が市内に初めて取得した住宅であれば、対象になります。

Q 中古住宅を取得した場合でも対象になりますか?

A 令和3年1月1日以降に市内に初めて取得した住宅であり、申請者がその住宅に定住するのであれば、対象となります。取得する住宅の築年数の制限は設けていません。なお、空き家バンク登録物件ではない中古物件でも、対象になります。

Q 他の補助金との併用はできますか?

A 安中市勤労者住宅建設利子補給制度との併用は不可ですが、それ以外の補助金との併用については、制限を設けていません。

困国保年金課国保係 ☎内線1113

まだ間に合います

特定健診を受診しましょう(料金無料)

市内の医療機関で個別健診実施中(11月末まで)

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査の個別健診は、市内の下記医療機関で受診することができます(個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を市内の医療機関で実施することを行います)。希望する医療機関で受診してください。

日頃の生活習慣を振り返る、年に一度のチャンスです。毎年必ず受けましょう。

期間▼

11月30日(火)まで(休診日については各医療機関にお問い合わせください)

料金▼

無料(約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます)

健診機関▼

注意事項▼

- 受診票・受診券と保険証を必ず持参してください
- 午前中のみ受診となります
- 朝食は食わずに受診してください(薬を服用している人は事前にかかり

つけ医と相談してください。また、受診票・受診券裏面の質問票の既往歴に服用している旨をチェックしてください

○肝炎ウイルス検診を同時に実施します(対象者：肝炎ウイルス検診を受けたことがない人)

○個別健診と集団健診のどちらか一方を受診できます。重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用が全額自己負担になります

○市の人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません

その他▼

- 4月以降に国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度に加入した人で健康診査の受診を希望する場合はお問い合わせください
- 国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者(年度途中での異動を含む)は受診できませんので、加入している健康保険にお問い合わせください

○新型コロナウイルス感染予防のため、お出かけ前に検温をお願いいたします。また、必ずマスクの着用をお願いします

○発熱や咳・鼻水・下痢など、体調が悪い人、風邪症状がある場合は受診できません

医療機関名(50音順)	電話番号
アミヤ医院	☎385-1511
あよこまごころ診療所	※ ☎388-1180
有坂内科医院	※ ☎381-0485
いのうえ整形外科・内科クリニック	☎380-1717
いわい中央クリニック	※ ☎381-2201
大貫クリニック	※ ☎380-1181
おにかた医院	※ ☎385-1351
くろさわ医院	☎393-5311
公立碓氷病院	※ ☎385-8221
櫻井内科医院	※ ☎385-8551
さるや内科医院	※ ☎384-3681
正田病院	※ ☎395-5566 (検診予約窓口)
城田医院	※ ☎385-7858
須藤病院	※ ☎382-3131
田口医院	※ ☎393-1731
武井内科循環器科	※ ☎393-1005
半田内科医院	☎385-6031
藤巻医院	※ ☎393-1324
堀口医院	※ ☎381-0229
本多病院	※ ☎382-1255
松井田病院	☎393-1301
みやぐち医院	※ ☎384-1126
もてき内科医院	※ ☎382-2510

※印は事前に予約が必要な医療機関です



8月
19日

ズーム式実体顕微鏡の寄贈

信越半導体株式会社磯部工場から、市内公立小中学校(計17校)にズーム式実体顕微鏡を贈呈していただきました。各校の理科教育活動で大切に活用させていただきます。



国内最古の巨大サケ化石と確認

市内の碓氷川沿岸に広がる約1,100万年前の地層から見つかったサケの仲間の化石が、サケ属では国内最古となる巨大な絶滅種と確認されました。県立自然史博物館(富岡市)に保管されています。



8月
15日

磯部温泉花火大会

第70回磯部温泉花火大会が開催されました。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により「磯部温泉祭り」は中止となり、花火の打上げのみ実施されました。



8月
18日

優良道路愛護団体表彰

「安小ドッジボール」が、優良道路愛護団体として県知事および県道路協会長から表彰されました。子どもたちが道路の除草活動に取り組み、道路環境の美化に尽力した功績が認められたものです。

news

農林課農林振興係 (☎内線2612)

安中産米の 食味検査のご案内

市では、市内産米の品質向上とブランド化の推進支援のため、玄米および精米の食味検査を実施しています。食味検査とは近赤外線分析により、水分、タンパク質、アミロース、脂肪酸度(玄米のみ)を測定し食味値を出すことで、米のおいしさを客観的に確認することができます。安全・良質な米作りの一助としてぜひ活用してください。



▲食味検査機

検査対象者▼

市内に所在する水田で収穫した米穀を販売する個人、法人、地域営農集団に所属している人

持ち物▼

計測したい玄米または精米90ml(約80g)

受付▼

農林課窓口で受け付けます。申請書は窓口を用意してあります。

月々金曜日、午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

※計測は1回につき数十秒ほどですが、機器の起動や設定の変更に10分ほど時間をいただく場合があります



安中市健康増進計画

「いきいき安中健康21」 からのお知らせ

がん

日本では2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっています。これは決して低い確率ではありません。

患者数が多いがん(2018年)

	男性	女性	総数
1位	前立腺	乳房	大腸
2位	胃	大腸	胃
3位	大腸	肺	肺

出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」(全国がん登録)

死亡数が多いがん(2019年)

	男性	女性	総数
1位	肺	大腸	肺
2位	胃	肺	大腸
3位	大腸	膵臓	胃

出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」(人口動態統計)

最近の研究から、がんのリスクを高める生活習慣、生活環境、その他環境因子が明らかになり、がん予防法もより具体的になりました。現状で推奨できる科学的根拠に基づいた日本人のためのがん予防法をもとに、自分のため、大切な人のために、実践しましょう。

がんを防ぐための新12か条

1. たばこは吸わない
2. 他人のたばこの煙を避ける
3. お酒はほどほどに
4. バランスのとれた食生活を
5. 塩辛い食品は控えめに
6. 野菜や果物は不足にならないように
7. 適度に運動
8. 適切な体重維持
9. ウイルスや細菌の感染予防と治療
10. 定期的ながん検診を
11. 身体の異常に気がいたら、すぐに受診を
12. 正しい情報でがんを知ることから



公益財団法人 がん研究振興財団

適度な運動とは？

たとえば…

- ・歩行またはそれと同等以上の強度の身体活動を1日60分
- ・息がはずみ汗をかく程度の運動を1週間に60分程度



ほどほどな量のお酒とは？

飲む場合は1日あたりアルコール量に換算して約23g程度まで、飲まない人、飲めない人は無理に飲まないようにしましょう。

<お酒の種類別に見るエタノール量23g>

- ・日本酒……………1合
- ・ビール……………大瓶1本(633ml)
- ・焼酎・泡盛……………1合の2/3
- ・ウイスキー・ブランデー…ダブル1杯
- ・ワイン……………ボトル1/3程度

問合せ▶ 困 健康づくり課予防係(☎内線1172) 次回は11月1日号に『糖尿病・歯の健康』の掲載を予定しています

あんなかの おしごとと通信 Vol.23

安中市で行っている取り組みや事業を紹介します。

SDGsは、2015年に国際連合で採択された、世界をより良く変えていくための目標です。「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」などの17のゴール（目標）があります。2030年までの目標達成に向けて、自治体、企業、学校、そして私たち一人一人、すべての人が「行動」することが求められています。

市では、「やさしいSDGs」をスローガンに、SDGsを推進しています。「やさしいSDGs」とは、SDGsを地球規模の目標として「固く」考えずに、まずは、大切な人や場所の未来を想像し、今ここでできる行動を起こしてみるという考え方です。

この考え方にに基づき、職員に「身近なことから始めるSDGs」をテーマとして、取り組みのアイデアを募集しました。業務での紙の削減、資源リサイクルの徹底、来庁者への積極的な声掛けなど、集まったアイデアを「身近なことから始めるSDGs取組集」としてまとめました。

SDGsを達成するには、SDGsをただ知識として知っているだけではなく、一人一人が「考え」、「行動」していくことが大切です。その第一歩として、自分たちで考えた「取組集」をもとに、職員一人一人が、職場や日々の生活の中で、SDGs達成に向けた「行動」を始めています。



誰一人取り残さない
やさしいSDGs



▲市ホームページ

問合せ▶ 困秘書政策課政策推進室(☎内線1015)

seminar & workshop

困高齢者支援課地域包括支援センター(☎内線1188・1189)

一般介護予防教室

リズムで体幹トレーニング

いつまでもゴルフ・グラウンドゴルフのできる体づくり

普段ゴルフやグラウンドゴルフなどの

スポーツを楽しんでいる皆さん、スポーツをいつまでも長く楽しめるように、足腰を鍛えてみませんか。

もちろん、普段スポーツをしていない人も大歓迎です。元気な足腰をつくるトレーニングに参加して、楽しく体づくりをしましょう。

※新型コロナウイルス感染症などの影響で、中止になる場合があります

※感染症予防のため、マスクの着用をお願いします

※当日は自宅での体温測定を行ってください。発熱などの症状がある場合は参加できません

日時▼

- ① 11月5日(金)午後2時～3時30分
- ② 11月12日(金)午後2時～3時30分
- ③ 11月19日(金)午後2時～3時30分

場所▼ 団体操室

対象者▼

市内在住の65歳以上の人で、3日間参加できる人優先。膝や腰が少し痛い人でも参加できます。

参加費▼無料

持ち物▼

タオル(手ぬぐいサイズ)、飲み物、ヨガマットまたはバスタオル、上履き用の靴

定員▼15人

(電話による申込で先着順)

申込期間▼

10月8日(金)午前9時～





男女共同参画推進委員会

第127回

今回は、安中市出身でフリーアナウンサーの竹下裕理さんです。竹下さんは、平成29年に「ぐんま輝く女性チャレンジ賞」を受賞しています。

「女性が社会で活躍するために」



竹下 裕理

女性が活躍する社会について考えるきっかけになったのは、今から20年以上前に遡ります。

東京女子大学の卒業論文で「地方で働く女性たち」をテーマに、群馬の女性を取り上げたことです。

当時調べた文献では、「都会は女性の社会進出が進んでいるが地方は進んでいない」というものが圧倒的でした。その時、群馬県は「かかあ天下」であり、論文で「地方女性の社会進出が進んでいない」ということを覆すことができるのではないかと思います。群馬県内で女性が社長を務める企業を取り上げました。論文では「群馬には昔から「かかあ天下」的な思想があるからこそ、女性経営者や女性管理職が多い。ただ一見女性が活躍している企業でも、実際は男性優位」という結論に至りました。

そして、20年以上が経ち、さらなる女性活躍社会になるために特に必要なのは、家庭の理解、企業の理解、保育制度の充実に加えて、自分自身も変化することだと考えます。

私は、30代後半まで妊娠よりも仕事を優先してきました。フリーアナウンサーで個人事業主であるため、企業のように有給休暇や出産休暇はなく、健康保険などの保障も少ないのが現状です。ですが、現在はフリーランスであることをメリットとして考えるようになりました。メリットとしては、ある程度自由に仕事を選択できるということです。

現在、母になり、地域の保育園を利用し、夫や実家の協力も得ながら、アナウンサー業の傍ら野菜ソムリエ上級プロの資格を活かし、SNSなどを通して野菜の魅力や群馬の農業、食品ロス削減などについて発信しています。情報発信により、全国の方と交流することができ、SNSがきっかけで食に関する仕事も増えていきます。

これから社会進出を考える際、自身が無理なくできる職種を選択したり、好きなこと、関心があることを見つけたら、強みを持つことも大事だと感じます。特に出産などで一時的に社会から離れた方にとって、地域の助けあいや、同じ境遇にいる方々のネットワークづくりや、情報共有スキームの構築が必要だと考えます。なぜなら、このような環境に身をおくことで、社会で働くきっかけが作れる可能性が大きいからです。そういった意味では、今年オープンした「あんなかスマイルパーク」の存在は大きいと感じます。

地域で助け合うことができ、男性も女性も活躍できる社会が、本来の男女共同参画社会であり、女性が活躍できる社会だと考えます。

問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)

安中市消費生活センターからのお知らせ

クーリング・オフ制度を知っていますか？

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘、キャッチセールスなど、不意打ち的な販売方法で事業者と契約してしまった場合に、一定の期間内であれば、消費者から無条件で契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフの手続きは、必ず書面による通知で行います。ハガキでできますが、書き方などわからない場合は、お早めに消費生活センターまでご相談ください。



「クーリング・オフができる取引の種類と期間」

取引の種類	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
業務提供誘引販売取引(内職、モニター商法など)	20日間
訪問購入(業者が消費者の自宅などを訪ねて、物品の買い取りを行うもの)	8日間

※クーリング・オフ期間が過ぎていても、契約の解除ができる場合があります

「クーリング・オフできないもの」

店舗・営業所での契約、通信販売、使用してしまった消耗品、自動車、葬儀および訪問販売や電話勧誘販売で3000円未満の現金取引の場合などは、クーリング・オフの対象外です。

Q インターネットで購入した服を返品したいが、クーリング・オフできるか？

A インターネットによる取引は、通信販売に当たるので、クーリング・オフできません。通信販売では、返品可否、その他の条件で特約がある場合は、特約に従うことになり、特約がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができます。

【問合せ】

安中市消費生活センター(☎3382-2228)

相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,340	21,878	248	276
松井田地域	6,039	6,298	46	67
合計	27,379	28,176	294	343

合計 56,192人 世帯数 24,743 (令和3年8月末日現在)

皆さんの声を

お待ちしています

市役所^①、^②、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日々感じていらっしゃることや意見などをぜひお聞かせください。



100歳 おめでとう おしらせ

次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気にお過ごしください。



夢胡 つねさん
(安中)



須藤 勝次さん
(野殿)



佐藤 正一さん
(松井田町坂本)

困ったらひとりで悩まず 行政相談 10月18日～24日は 「行政相談週間」

行政相談委員は、市民の皆さんの身近な相談相手として、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

相談例

- 苦情や困っていることがあるが、どこに相談したらよいかわからない
- 手続やサービスの制度や仕組みがわからない
- 公共施設が壊れていて危険

市では、行政相談委員による定例行政相談所を毎月開設しています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

本市の行政相談委員は高橋宏明さん、鈴木改さん、鳥越一成さんです。

定例行政相談所

- ① 毎月第1・3木曜日
午前9時～11時30分
- ② 毎月第1月曜日
午後1時30分～4時

※新型コロナウイルス感染症などの影響で、中止になる場合があります

問合せ

① 本市民課市民相談室
(☎内線1207)
(行政苦情110番)
総務省行政相談センターきくみ群馬

松井田図書館 臨時休館のお知らせ

蔵書点検と図書整理のため、10月4日(月)～8日(金)まで休館します。なお、休館中の本の返却は、返却ポスト、もしくは安中市図書館をご利用ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

安中市松井田図書館
(☎39314402)
※休館日はホームページの年間カレンダーでも確認できます



不正軽油の情報を お寄せください

群馬県では不正軽油の情報窓口として不正軽油110番を設けています。軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油をそのまま自動車の燃料として使用すると、地方税法違反となる場合があります。このような、不正軽油を製造・販売・使用していると思われる情報がありましたらお知らせください。

問合せ・連絡先

不正軽油110番
(☎027123112801)
前橋行政県税事務所県税課軽油広域調査係

あんなか スマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの紹介や成長記念に、子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。メールで応募してください。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



けんかもするけど大好きなお兄ちゃんといつも元気に遊んでいます！



わたなべ あさひ
渡邊 朝日 ちゃん

おうちで初めてのプール！
楽しいね。



かんばやし ももか
神林 百花 ちゃん

国民年金からのお知らせ 「扶養親族等申告書」の

提出はお済みですか

老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種の控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれます。

各種の控除を受けるためには、日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次のとおりです。
・65歳以上で年間158万円以上の年金を受けている人
・65歳未満で年間108万円以上の年金を受けている人

この申告書を提出しないと、扶養控除などの控除が受けられず、税金が多く徴収されてしまうことがありますので、忘れずに提出してください。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらのみを受給している人には扶養親族等申告書を送りません。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。今年度新たに対象となる人は、請求

書の提出が必要です。案内や事務手続は、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる人▼

○老齢基礎年金を受給していて、次の要件をすべて満たしている人

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市町村民税非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が879,900円以下
- 障害基礎年金・遺族年金を受給していて、次の要件を満たしている人
- ・前年の所得額が(4,621,000円+扶養親族の数×38万円※)以下

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人は、または老齢扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

請求手続▼

日本年金機構から、順次通知が送付されます。手続が必要な人には、請求書(ハガキ形式)が同封されていますので、提出してください。また、今年度中に世帯構成などの変更になり要件を満たすようになった人については、請求書が届きませんので、**困**国保年金課、**困**住民福祉課または年金事務所の手続をしてください。

年金受給者が死亡したときは

すみやかに届出をしましょう

年金を受ける権利は死亡するとなくなります。年金受給者が死亡したとき

は、「年金受給権者死亡届」を14日以内に年金事務所へ提出してください。

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の人から返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

また、受給者が死亡したときに生計をともししていた三親等以内の遺族がいる場合は、申請により死亡した月の分までの年金が支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合は、未支給年金を請求できますので、年金受給権者死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

なお、提出する際には次の添付書類が必要です。

添付書類▼

・「年金受給権者死亡届」のみを提出する場合

- ①死亡した人の年金証書
- ②死亡の事実を明らかにすることができる書類(住民票除票、死亡診断書(コピー可)などのいずれか)

・未支給年金を請求する場合は、前記の①・②に加えて

- ③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本(全部事項証明書)など
- ④生計をともししていたことを証明する書類(世帯全員の住民票など)

- ⑤請求者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)

※一部の添付書類を省略することができます

これ以外にも添付書類が必要な場合がありますので、高崎年金事務所まで必ずお問い合わせください。

日本年金機構や厚生労働省を装った

不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めるとはありません。制度などを詳しく知りたい場合は、お問い合わせください。

問合せ▼

高崎年金事務所お客様相談室

(☎027-322-4299)

第33回確氷のつどい

中止のお知らせ

例年10月に開催している「確氷のつどい」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とします。

昨年度に続き2年連続の中止となり、楽しみにされていた市民の皆さんをはじめ、関係団体の皆さんには大変申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

問合せ▼

松井田公民館

(☎393-4401)

防災行政無線などを用いた 全国一斉の情報伝達試験を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は全国瞬時警報システム(Jアラート*)を用いて、安中市を含む全国の地域でさまざまな手段により情報伝達試験が行われます。下記の日程で実施しますが、災害などが発生した場合または発生する恐れがある場合には試験を中止します。

第2回：10月6日(水) 第3回：令和4年2月16日(水)(予定)

本市が行う情報伝達試験の内容は次のとおりです。

**10月6日(水)
午前11時ごろ**

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	市内に設置した防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 1. チャイム音 2. 「これは、Jアラートのテストです。」×3回 3. 「こちらは、ぼうさいあんなかです。」×1回 4. チャイム音
メール配信サービス	安中市メール配信サービス【防災情報】の利用登録をしている人のうち、「安中市全域」または「Jアラート」を選択している人に試験メールが配信されます。

※Jアラート…地震・津波の発生や武力攻撃などの緊急情報を、国が人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステム

防災行政無線テレホンサービス▼

防災行政無線の放送を聞き逃した場合や放送内容が聞き取りづかった場合などに、放送内容を電話で確認できるサービスです。(☎0800-800-3664(通話料無料))

安中市メール配信サービス▼

今回の試験でも使用しますが、日々の気象情報や火災情報、防災情報などをお手元のパソコンや携帯電話へメールでお知らせするサービスです。



【登録方法】

- ①左記コードを読み取るか、annaka@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信します。
- ②仮登録メールに記載されているURLから登録手続きします。
- ③手続完了後に登録完了メールが届けば登録完了です。

※仮登録メールが届かない場合は、迷惑メール設定をご確認いただき、次のアドレスを受信できるように設定してください【annaka@city.annaka.gunma.jp】

問合せ▶☎危機管理課危機管理係(☎内線1135)

**10月1日～7日は
「全国労働衛生週間」です**

国民の労働衛生意識の高揚および産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年から実施しており、今年で第72回を迎えます。

今年のスローガンは、「向き合おう！
ここからだけの健康管理」です。

事業所における労働衛生管理活動の定着を図り、安全に働ける職場環境づくりに取り組みましょう。

問合せ▼

群馬労働局(健康安全課)
(☎027189614736)



催し

**土木・農業・林業を知る
現場見学会を開催します**

県は、土木・農業・林業への取り組みを知ってもらうための見学会を開催します。県が整備を進めている高崎市・安中市内の西毛広域幹線道路などの工事現場や、住宅用の木材をコンピュータを使って切断・加工する作業現場などを見学し、職員が各分野の特色や事業の意義などを説明します。

日時▼

11月15日(月)午前9時～午後4時

集合場所▼☒駐車場

対象者▼市内在住の人
費用▼1人1,000円(昼食・保険代)

定員▼20人(抽選)

申込期間▼10月22日(金)まで

その他▼

※グループでの申込みは2人まで

※一部区間、工事現場内を徒歩で移動して見学します

※新型コロナウイルス感染症などの影響で、中止になる場合があります

問合せ・申込み▼

県安中土木事務所
(☎38211350)



募集

県営住宅10月定期募集のご案内

入居資格▼現在住宅に困っている人(連帯保証人不要、単身での申込み可)

※その他、収入制限などがあります

※詳しくは募集案内または

県住宅供給公社ホームページをご覧ください

所在地・間取り・募集戸数・家賃▼

募集案内をご覧ください

入居可能日▼当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内

申込期間▼10月1日(金)～15日(金)

申込方法▼所定の申込用紙



申込用紙・募集案内配布場所▼

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所、☒・☒など(土日・祝日を除く)

※県住宅供給公社では、土曜日にも配布します

その他▼

入居者は公開抽選で選定します

※市内の住宅(原市第一・第二団地、下磯部団地、二軒在家団地)については、申込みを随時受け付けています。空き状況など、詳しくはお問い合わせください

問合せ▼

県住宅供給公社(住宅政策課)
(☎027122315811)

(FAX027122319808)



健康

健康通信

みなさんは普段どのような間食をどのくらい食べていますか。間食とは、食事以外に摂取する食べ物と飲み物のことで、1日に200キロカロリーが適量だと言われていきます。好きだけ食べてしまうと肥満につながる可能性があります。食費はありますが、お菓子やケーキなどを食べていけない訳ではありません。量やタイミングを選ぶことが大切です。

小袋になっているものを選んだり、活動量の多い日中に食べたりするなどの工夫をするとよいでしょう。

問合せ▼

☒健康づくり課予防係
(☎内線1172)

**中学3年生・高校3年生
インフルエンザ予防接種
費用助成のお知らせ**

助成期間▼
10月1日(金)～令和4年1月31日(月)

助成対象となる人▼

①今年度中学3年生相当(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)の人

②今年度高校3年生相当(平成15年4月2日～平成16年4月1日生)の人

接種回数▼1回

個人負担額▼1,000円

接種の方法▼

対象者あてに、予診票を送ります。

予診票と健康保険証を持って市内の指定医療機関で予防接種を受けて、自己負担金を医療機関へお支払いください。

その他▼

この予防接種の前後に、新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合は、原則として13日以上の間隔を空けてください。

問合せ▼

☒健康づくり課予防係
(☎内線1172)

☒=本庁舎 ☒=松井田庁舎 ☒=谷津庁舎 ☒=碓氷川クリーンセンター ☒=スポーツセンター

行事カレンダー

10月1日▶11月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
10月			16	土		11月		
1	金		17	日		1	月	
2	土		18	月		2	火	
3	日		19	火		3	水・祝	●ふるさと学習館第22回企画展 「ゆるぎの美学 巨石彫刻家半田富久」 (~1月24日)
4	月		20	水		4	木	
5	火		21	木		5	金	
6	水		22	金		6	土	
7	木		23	土		7	日	
8	金		24	日		8	月	
9	土		25	月	●第10回農業委員会総会 [団]201会議室 13:30~	9	火	●秋季全国火災予防運動(~15日)
10	日		26	火		10	水	
11	月		27	水		11	木	
12	火		28	木		12	金	
13	水		29	金		13	土	
14	木		30	土		14	日	
15	金		31	日		15	月	

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

群馬県労働委員会からのお知らせ

労働委員会が雇用の トラブル解決をサポートします

県労働委員会では、労働者個人と事業主の労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)を解決するための支援をしています。経験豊かなあっせん員が両者の間に立って、話し合いによる解決を目指します。

費用は無料で、秘密は厳守します。労使のトラブルでお困りの人は、ご相談ください。電話での相談も受け付けています。

対象者▼

県内事業所に勤務する労働者・県内事業所の事業主

対象事案▼

解雇・雇止め・配置転換・懲戒処分・パワハラなどの労働に関する紛争

費用▼無料

問合せ・相談先▼

群馬県労働委員会事務局(県庁26階)(☎027-226-2783)

本市民課

休日窓口開設日

10月3日・17日 11月7日

午前8時30分~正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

今月の「生涯学習だより」
「学習の森だより」のコー
ナーは休載します。ご了承
ください。

休館のご案内

あんなかスマイルパーク	10/5・12・19・26	11/2・4・9
恵みの湯	10/5・19	11/2
峠の湯	10/12・26	11/9
鉄道文化むら	10/5・12・19・26	11/2・9
文化センター(※は図書館のみ休館です)	10/5・12・19・26・29※	11/2・4・9
文化会館(※は図書館のみ休館です)	10/4・5※・6※・7※・8※・11・	18・25・31
	11/1・8・15	

碓氷川熱帯植物園	10/5・12・19・26	
	11/2・9	
スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	10/4・11※・18・25※	11/1・4・8※・15
学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)	10/5・12・19・26・	28※・29※
	11/2・4・9	
いきいき長寿センター	10/4・11・18・25	11/1・4・8・15

※新型コロナウイルスの影響で、臨時休館の場合があります。詳しくは各施設へお問合せください。



相談案内 10月1日▶11月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	困 10/7・21 11/4 9時～11時30分 ㊟ 10/4 11/1 13時30分～16時	困 市民相談室(☎内線 1207)
無料法律相談	困 10/1・15・26※ 11/5 13時～16時 ※10/26のみ13時～15時	要電話予約 困 市民相談室(☎内線 1207)
人権相談	困 10/21 13時30分～15時30分 ㊟ 10/15 13時30分～15時30分	困 市民相談室(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 困 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	困 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 困 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	困 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分	要電話予約 困 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(困 敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	消費生活センター(☎382-2228)
無料税務相談	困 10/7 11/4 13時～16時 ㊟ 10/18 13時～16時	要電話予約 困 税務課(☎内線 1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	困・㊟ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	困 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	㊟ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ㊟ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 困 高齢者支援課(☎内線 1189) ㊟ (☎内線 2156)
成年後見制度に関する相談	困・㊟ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 困 高齢者支援課(☎内線 1188) (65歳未満) 困 福祉課(☎内線 1155)
成年後見制度専門職相談	地域福祉支援センター 第1金曜日 13時30分～15時30分	要電話予約 権利擁護センター(☎382-8397)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 困 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 困 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談 (安中出張サポートステーション)	困 10/5 11/2 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日 9時～11時30分	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談日時が変更および中止になる場合があります。

給水管修理当番業者 (10月1日～11月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

10月		11月	
1日 15・8・5	17日 16・19・5	1日 20・21・22	
2日 13・1・3	18日 12・2・3	2日 23・25・5	
3日 14・26・6	19日 15・8・6	3日 9・24・3	
4日 10・11・7	20日 13・1・7	4日 16・19・6	
5日 20・21・4	21日 14・26・4	5日 12・2・7	
6日 23・25・17	22日 10・11・17	6日 15・8・4	
7日 9・24・18	23日 20・21・18	7日 13・1・17	
8日 16・19・22	24日 23・25・22	8日 14・26・18	
9日 12・2・5	25日 9・24・5	9日 10・11・22	
10日 15・8・3	26日 16・19・3	10日 20・21・5	
11日 13・1・6	27日 12・2・6	11日 23・25・3	
12日 14・26・7	28日 15・8・7	12日 9・24・6	
13日 10・11・4	29日 13・1・4	13日 16・19・7	
14日 20・21・17	30日 14・26・17	14日 12・2・4	
15日 23・25・18	31日 10・11・18	15日 15・8・17	

業者名	TEL	業者名	TEL
1 (株)群馬水工	382-9433	14 (株)半田組	385-8374
2 (有)入沢電気商会	382-1609	15 (有)福美商事	381-0293
3 (有)内堀設備工事	393-0157	16 (有)松本住設	385-6278
4 (有)黒須設備工業	381-1148	17 (株)茂木設備	381-6616
5 群栄工業(株)	393-1012	18 (有)山田タイル工業	381-0075
6 児玉工業(有)	393-3118	19 (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7 (有)佐藤商店	395-2323	20 (株)ユタカ	385-7647
8 佐藤燃料(株)	381-1111	21 オオカワラ住器	382-1987
9 (有)渋谷設備	381-1262	22 (株)反町備工	384-2058
10 (有)ジーワイ燃設	382-2891	23 第一設備工業(有)	385-8769
11 (有)須藤工業	388-1178	24 (株)フェニックス	382-5262
12 (有)武美工業	382-5061	25 (株)白坂工業	382-4710
13 (有)田中工作所	385-4126	26 サトウ住設	382-5612

あなたの子育てをサポートします

安中市子育てガイドブック

市は「地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが健やかに育つまち」を基本理念としてさまざまな子育て支援事業を行っています。

「安中市子育てガイドブック」は、妊娠、出産期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を目指して、子育てをしている皆さんを応援するために株式会社サイネックスと共同で作りました。

子育てをする中で、わからないことがあったときなど、さまざまな場面で役立つ情報をまとめました。ぜひ、活用してください。

※子ども課、健康づくり課、住民福祉課などで配布しています（市内保育園・認定こども園に通う園児のいる家庭へは配布しました）



問合せ▶子ども課幼児教育保育係(☎内線1162)、子ども育成係(☎内線1161)

広 告

広 告

広 告

広 告

※広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。